

廃棄命令等

◎食品衛生法(昭和22年法律第233号)

第54条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第6条、第9条、第10条、第11条第2項若しくは第3項、第16条若しくは第18条第2項の規定に違反した場合又は第8条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

② 内閣総理大臣又は都道府県知事は、営業者が第20条の規定に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し虚偽の若しくは誇大な表示若しくは広告による食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

第54条に規定される主な条文の内容等

食品衛生法	内容	例
第6条	不衛生な食品又は添加物の販売等の禁止	腐敗したもの、病原微生物、有害物質を含むもの (カビの発生、腸管出血性大腸菌・アフラトキシンの検出、有毒魚類の混入等)
第9条	病肉等の販売等の禁止	人獣共通感染症等の規定の疾病にり患した獣畜の肉等
第10条	添加物等の販売等の禁止	指定されていない添加物を使用した食品(アゾルビン、キノリンイエロー等)
第11条第2項 若しくは第3項	規格・基準に適合しない食品又は添加物の販売等の禁止	農薬の残留基準、食品の成分規格(大腸菌群)等
第18条第2項	規格・基準に適合しない器具又は容器包装の販売等の禁止	重金属や着色料の溶出基準等

平成23年度 衛生行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)

第29表 許可を要する食品関係営業施設数・許可・廃業施設数・処分・告発件数・調査・監視指導施設数, 営業の種類別

	営業施設数 (年度末現在)	営業許可施設数(年度中)		廃業施設数 (年度中)	処分件数(年度中)						告発件数(年度中)		調査・監視 指導施設数 (年度中)
		継続	新規		営業許可取 消命令	営業禁止 命令	営業停止 命令	改善命令	物品廃棄 命令	その他	無許可営業	その他	
総 数	2,513,015	253,136	259,435	274,276	-	165	689	55	19	3,488	1	1	2,095,611
飲 食 店 営 業	1,424,504	136,039	158,316	164,969	-	153	634	55	5	2,054	1	1	885,345
一般食堂・レストラン等	763,157	72,528	68,163	71,303	-	85	423	52	1	921	-	1	436,921
仕出し屋・弁当屋	82,038	8,844	7,613	7,697	-	18	53	2	2	248	-	-	94,326
旅 館	52,157	6,523	1,348	3,077	-	12	48	-	1	146	-	-	40,226
そ の 他	527,152	48,144	81,192	82,892	-	38	110	1	1	739	1	-	313,872
菓子(パンを含む。)製造業	148,686	14,207	19,482	15,106	-	-	12	-	2	307	-	-	126,604
乳 処 理 業	610	91	17	29	-	-	-	-	2	17	-	-	2,570
食品の冷凍または冷蔵業	9,754	1,086	669	580	-	-	1	-	3	27	-	-	13,535
アイスクリーム類製造業	16,382	1,575	1,973	2,270	-	4	6	-	6	67	-	-	15,928
そうざい 製造業	36,081	3,581	3,336	2,233	-	-	2	-	1	123	-	-	38,833
⋮													

第33表 許可を要しない食品関係営業施設数・処分・告発件数・監視指導施設数, 営業の種類別

	営業施設数 (年度末現在)	処分件数(年度中)				告発件数 (年度中)	監視指導 施設数 (年度中)
		営業禁止命令	営業停止命令	物品廃棄命令	その他		
総 数	1,353,085	19	17	21	696	-	1,165,238
食品製造業	85,704	16	2	4	152	-	46,738
野菜果物販売業	150,823	-	-	4	39	-	191,219
食品販売業(その他)	419,638	1	-	10	180	-	380,007
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業	84,144	-	-	3	2	-	72,830
⋮							

食品衛生法に違反する食品の回収情報ホームページ

〔目的〕 食中毒の原因食品や食品衛生法違反となった広域流通食品等の回収情報を広く周知すること。

〔掲載内容〕

□厚生労働省や都道府県等が公表した食品衛生法違反食品等の回収情報

食品衛生法に違反した食品等について、回収命令又は食品等事業者による自主回収が行われ、厚生労働省又は都道府県等食品衛生主管部(局)が報道発表を行った事例

□輸入食品の回収事例

検疫所におけるモニタリング検査で違反となった食品等の回収情報

□食品の回収に関する情報(リンク集)

※平成19年10月25日付け食安監発第1025001号(厚生労働省食品安全部監視安全課長から、都道府県等衛生主管部(局)長あて通知)に基づき実施

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) in Japan. The page is titled '食品衛生法に違反する食品の回収情報' (Recall Information of Food Violating the Food Sanitation Act). The main content area is divided into two sections: '更新情報' (Updated Information) and '輸入食品の回収事例' (Recall Cases of Imported Food). The '更新情報' section lists several recall events with dates and links to detailed pages, such as 'ナチュラルチーズの自主回収について(東京都ホームページ)' dated 2013/01/02 and 'キダチチョウセンアサガオが混入した石垣島産野菜茶(長命草)の回収命令等について(沖縄県ホームページ)' dated 2013/01/08. The '輸入食品の回収事例' section lists recall cases for imported food, such as '2013年03月28日 [65K]' and '2013年03月12日 [64K]'. The website header includes the MHLW logo and navigation menus for '政策について' (Policy) and '厚生労働省について' (About MHLW). A search bar and a '国民参加の箱' (Citizen Participation Box) are also visible.